

2019 年規定審議会提出立法案一覧表

2019 年 4 月 14～18 日 米国イリノイ州シカゴ

□ は日本よりの提案

■ RI 理事会よりの提案

R 定款：国際ロータリー定款 R 細則：国際ロータリー細則

標準：標準ロータリークラブ定款

採択：A、 修正案として採択：AA、 否決：R、 撤回：W、
撤回とみなされる：CW、理事会付託：RB 番号下※印理事会反対表明

共同提供 2650 地区 刀根荘兵衛
2500 地区 小船井修一
源流の会

番号	案件	提案要旨	対象規定	結果
奉仕部門、ロータリーの目的、中核的価値観				
19-01	五大奉仕部門の前文を改正する件 第 2580 地区（日本）	「四つのテスト」は、全ロータリアンが生活や仕事の関係で使う倫理的指針である、を追加	標準 6	R 213: 282
19-02	五大奉仕部門を改正する件 第 2680 地区（日本）	第 2 項の、「そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えること」を削除	標準 6	R 134: 362
19-03	第三の奉仕部門を改正する件	第 3 項に、「特に、安全な水、衛生施設、清浄な空気、健康的で栄養のある食事を享受できるようにするための法規の順守による環境保全を通じて」を追加する。	標準 6	R 120: 381
19-04	第三の奉仕部門を改正する件	第 3 項に、「これには、通年使用できる水資源の創出や農業生産の研究開発を含むさまざまな取り組みによって農業および畜産を奨励することを含む」を追加	標準 6	R 69: 430
19-05	第四の奉仕部門を改正する件	第 4 項に、(ロータリー平和センター、交換プログラム、世界ネットワーク 22 ク活動グループ、国際共同委員会、双子クラブを含む) を追加	標準 6	R 157: 344
19-06	第四の奉仕部門を改正する件	第 4 項に、「理事会が決定した方法によって、各地区は別の国の地区と 3 年間ペアを組むものとする」を追加	標準 6	W
19-07	第三、四、五の奉仕部門を改正する件	「入積極的平和と地域社会における平和のリテラシーを追求する」を追加	標準 6	R 154: 353
19-08	ロータリーの目的を改正する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	ロータリーの目的を全面改訂し、RI 戦略計画と整合性を確保すると共に、ロータリーの奉仕理念の定義とモットーを明記する	標準 6	R 111: 396
19-09	ロータリーの目的を改正する件	第 2 項の削除し、第 3 項に統合する	標準 6	R 221: 280
19-10	ロータリーの目的の前文を改正する件 千葉ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)	意義ある事業の基礎としての中の「事業」を「活動」に変更する	標準 6	R 320: 184 2/3 以下
19-11	ロータリーの目的の前文と第 4 項を改正する件 千葉ロータリークラブ 木更津東ロータリークラブ	「意義ある事業の基礎として」を削除し、「ロータリアンのすべてが」に変更。さらに第 4 項の職業人をロータリアンに変更する	標準 6	R 254: 249

	(日本、第 2790 地区)			
19-12	第 2 のロータリーの目的を改正する件	第 2 項の「高い倫理基準」を「倫理と高潔性」に変更する	標準 6	R 282: 226
19-13	第 4 のロータリーの目的を改正する件	第 4 項に、環境保護と持続可能な発展を推進する、を追加する。	標準 6	R 213: 296
19-14	ロータリーの目的の第 4 項を改正する件	第 4 項に、「国際共同委員会を通じて」を追加する	標準 6	R 114: 396
19-15	ロータリーの目的に第 5 項を追加する件	「第 5 リーダーシップ養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年と若者によって好ましい変化がもたらされること」を追加。	標準 6	R 296: 214
19-16	ロータリーの目的に第 5 項を追加する件	「第 5 地球を保全してその多様性を守ること」を追加	標準 6	W
19-17	ロータリーの中核的価値観を RI 定款と標準ロータリークラブ定款に追加する件 第 2840 地区 (日本)	定款に、第 5 条 中核的価値観を新設し、中核的価値観として、親睦・高潔性・多様性・奉仕・リーダーシップを規定する。	標準 5	R 218: 285
クラブ運営				
19-18	会員身分に関する規定を改正する件	4.070. 会員身分の制約に、「各クラブは、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする」を追加。	R 細則 4.070.	A 305: 204
19-19	標準ロータリークラブ定款から第 3 条「クラブの目的」を削除する件 第 2580 地区 (日本) 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区) 柏原ロータリークラブ (日本、第 2680 地区) 東京大森ロータリークラブ (日本、第 2750 地区)	国際ロータリー定款と標準ロータリークラブ定款の両方に「ロータリーの目的」が規定されており、この上に更に、「クラブの目的」を規定することは屋上屋を重ね、徒に混乱をもたらすため、標準ロータリークラブ定款の第 3 条「クラブの目的」を削除する。	標準 3	R 97: 413
19-20	標準ロータリークラブ定款から委員会を削除する件 加古川中央ロータリークラブ (日本、第 2680 地区)	第 13 条 第 7 節- 委員会の項目削除。5 つの常任委員会 (クラブ管理運営、会員増強、公共イメージ、ロータリー財団 < 奉仕プロジェクト) を削除する。	標準 13-7	R 115: 396
19-21	主要な各クラブ委員会の委員長を理事会メンバーとすることを求める件	5 つの常任委員会の委員長は理事会のメンバーとする。	標準 13-7	R 238 269
19-22	クラブ会長の任期を改正する件	クラブ会長の後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を 1 年に限り延長する。	標準 13-5	R 279: 225
19-23	クラブ会長選出の日程を改正する件	就任 24~36 ヶ月以内に会長ノミニーを選出することを規定する。	標準 13-5	R 170: 344
19-24	クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件	年次総会に、クラブの収入と支出を含むクラブの年間予算と年次報告を発表することを規定する。	標準 8-2	審議延長
19-25	出席報告の要件を奉仕報告に差し替える件	出席報告を地域参加報告に改め、クラブは出席報告のかわりに、ボランティア活動時間と奉仕プロジェクトへの貢献を、各四半期の最終例会後 15 日以内に、事務総長に報告する。	R 細則 4.090.	R 239: 265
19-26	クラブの名称または所在地の変更の通告期間を延長する件	標準 RC 定款改正のために、当該改正案の通告する期間を 10 日前からか 21 日前に延長する。	標準 22-2	A 398: 96
19-27	クラブの名称の一部として「クラブ」を使用しないことを許可する件	クラブが選んだ場合は、名称から「クラブ」という語を省略することができるという規定に変更する。	R 定款 5-2	R 255: 252

19-28	クラブの所在地域に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	所在地域に関する規定を「1つ以上の他のクラブが存在する地域にも、クラブを結成することができる。主にオンラインで活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会が決定する通りとするものとする」に変更する。	R 細則 2.020.	A 404: 104
19-29	衛星クラブの報告手続を改正する件	衛星クラブの報告手続を緩和して、会計報告を監査ではなく、検査でも可とする。	標準 13-6	A 423: 78
例会と出席				
16-30	例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件 大和ロータリークラブ (日本、第 2780 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除し、例外規定要件部分を該当する各条各項ごとに記載して、分かりやすくする。	標準 7	A 336: 174
19-31 ※	例会と出席における柔軟性を認める規定を削除する件 高山中央ロータリークラブ (日本、第 2630 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。及びそれに関連する、8 条、12 条、15 条の [本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと] を削除。	標準 7	W
19-32 ※	例会と出席に関する柔軟性を認める規定を削除する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	第 7 条 例会と出席に関する規定の例外を削除する。第 8 条に例会開催を必ず月 2 回以上実施することを規定し、第 15 条 4 節の終結 — 欠席を削除する。	標準 7	W
19-33 ※	クラブが少なくとも年に 40 回、例会を行うことを規定する件 神戸須磨ロータリークラブ (日本、第 2680 地区)	月 2 回以上の例会開催の規定を改定し、「クラブは少なくとも年 40 回、例会を行わなければならない」とする。	標準 7	R 122: 384
19-34 ※	クラブ例会の出席に関する規定を改正する件 秋田南ロータリークラブ (日本、第 2540 地区)	出席の一般規定を変更し、例会への代理出席を認め、例会に出席できない場合、配偶者またはパートナーが出席し、これを「会員の出席」と認める。	標準 12-1	R 162: 348
19-35 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	例会の定例の時の前 14 日または後 14 日の規定を、同年度以内に変更する	標準 12-1	A 286: 217
19-36 ※	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	ロータリークラブが提唱する 5 歳から 12 歳までの子どものためのプログラムとしてロータキッズを認め、ロータキッズへの出席をメイクアップとする。	R 定款 1 標準 1,12	R 115: 392
会員				
19-37	クラブの会員身分に関する規定を改正する件 (RI 理事会)	会員身分の公職に就いている人と RI 職員に関する規定を削除する。	R 細則 4.60.,80 標準 10-7,8	A 380: 125
19-38	会員資格を改正する件 第 2760 地区 (日本)	会員資格条件の、職業上および (または) 地域社会でよい評判を受けておりの中の、(または) を削除する。	R 定款 5-2 標準 10-1	R 120: 376
19-39	クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件 (RI 理事会)	「専門職務」とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加する。また、現行の職業分類の制限も廃止する。 (同一職業分類に属する会員数が正会員の 10 パーセント以下となる規定など)	R 定款 5-2 R 細則 2.020. 4.030. 4.060. 16.070.2. 標準 10,11,15	A 403: 108
RI 会長選挙				
19-40	会長エレクトまたは会長ノミネーの空席を埋める手順を改正する件	会長ノミネーまたは会長エレクトの空席が生じた場合に、会長指名委員会が会合において補欠を選出することを指示するという手順に変更する。	R 細則 6.080. 12.050.	A 492: 17

19-41	会長ノミニーの選出の規則を改正する件 (RI 理事会)	地理的条件やタイミングに関わらず、全候補者に自らの氏名を提出するよう推奨できると共に、同じ国のロータリアンが複数年度にわたって連続して選出されないように規定する。	R 細則 12.050.	AA 458: 50
19-42	会長のためのクラブ投票に関する規定を改正する件	会長指名委員選挙に、クラブに最低会員数を規定し、会員数が 15 名以上でなければ投票できないとする。	R 細則 12.030.4.	R 116: 395
RI 理事選挙				
19-43	理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長する件 (RI 理事会)	ゾーンの理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長し、9月 15日から10月 15日までとする。	R 細則 13.020.13. 13.020.18.	A 467: 37
19-44	理事の資格条件を変更する件	理事資格条件のガバナーを務めてから少なくとも 3 年経過と推薦される前の 36カ月間に少なくとも 2回のロータリー研究会への出席の条件を削除する。	R 細則 6.050.3	R 232: 283
19-45	理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件	RI細則を改正し、地区が理事の指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出できるようにする。	R 細則 13.020	A 338: 150
ガバナー選挙				
19-46	ガバナーノミニーの資格条件を改定する件	資格条件に、男女両方の会員がいるクラブの瑕疵なき会員であることを要する。	R 細則 16.070.	R 186: 318
19-47	ガバナーノミニーの資格条件を改正する件 釧路ロータリークラブ (日本、第 2500 地区)	ガバナーエレクトの資格条件にガバナー補佐等の地区運営経験を持つことを規定する。	R 細則 16.070.	R 249: 255
19-48	ガバナーノミニーの資格条件を変更する件	地区ガバナーになるために、クラブ会員の要件を 5年に短縮し、若い会員がリーダー職を目指すことができる。	R 細則 16.080.	R 225: 281
19-49	ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件	地区選挙のクラブ投票権の基礎となる会員数を7月 1日付のクラブ請求書の期日における会員数とする。	R 細則 14.040.1	A 324:192
19-50	全クラブ会員にガバナーノミニーの電子投票を許可する件	ガバナーノミニーを選出する投票権をすべてのクラブ会員に付与し、選挙を電子的手段で実施する。	R 細則 14.040.	R 72: 443
19-51	ガバナーノミニーの対抗候補者に関する規定を改正する件	ガバナー指名委員会に対して、候補者を推薦できるクラブは、年度初めの時点で設立から少なくとも 2年が経過している地区内クラブとする。	R 細則 14.020. R 細則 14.040.	R 185: 329
19-52	ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件	ガバナー指名手続について、対抗候補者の指名の有効期間を 15日とする。	R 細則 14.020.11	AA 442: 69
19-53	ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合には、パストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとするを要請する件	いかなる地区ガバナーの交代も国際協議会で研修を受けたパストガバナーのみによって行われると規定する。	R 細則 6.120.	A 399: 119
選挙 (その他)				
19-54	地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件	地区レベルの投票などの地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。	R 細則 13.020. R 細則 14.020. R 細則 16.050.	A 271: 238
19-55	RIBI 内のクラブによる指名と選挙の方法を改正する件	RIBI内のすべてのクラブが第 19 ゾーンまたは第 20Aゾーンからの資格を有するロータリアンを理事の役職に指名できるようにする	RIBI	A 417: 81

地区運営				
19-56	副ガバナー職を廃止する件	副ガバナー職を廃止して、地区において並列した 2つの権力構造を防ぐ。	R 細則 6.120.	R 189: 327
19-57	地区の年次財務表の提出期限を延長する件 (RI 理事会)	ガバナーが地区の年次財務表および報告書についてクラブの承認を求める期限を1年に延長し、手続きを簡素化する	R 細則 16.060.4.	A 427: 92
19-58	地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件 第 2640 地区 (日本)	地区内クラブの 3分の 1以上の会長が、目的である事項を示して地区立法案検討会を招集する請求をガバナーに提出したときは、ガバナーは請求のあった日から 8週間以内に、地区立法案検討会を開催する。	R 細則 16.040.1.	AA 442: 65
19-59	地区大会または立法案検討会で採択された推奨案の章典化と継続的効果を要求する件	地区大会および地区立法案検討会で採択された地区の推奨案は、地区章典 (地区マニュアル) として編集し、一貫して管理し、クラブと共有する。	R 細則 16.040.3.	R 224: 289
国際ロータリー (一般)				
19-60	役員および委員を然るべき理由で解任する統一手続を規定する件 (RI 理事会)	RI役員、役員エレクト、役員ノミネー、役員バニー・デジゲネート、委員を停職または解任する手続を統一し、またその決定前に、本人が RI理事会に情報を提供する機会を与える。	R 細則 5.040. R 細則 16.040. R 細則 16.110.	W
19-61	理事会の任務を改正する件 第 2740 地区 (日本) 第 2840 地区 (日本)	理事の役割に、理事会の決定や理事としての活動について定期的に報告する任務を追加する。	R 細則 5.010.	A 403: 106
19-62	事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件	事務総長の呼称を、実態を踏まえて、RIの最高執行責任者から RI 最高経営責任者に変更する。	R 細則 6.140.3.	A 306: 214
19-63	地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件	地区境界の変更が効力を持つまで少なくとも 2年間という期間の制限を廃止	R 細則 16.010.1	
19-64 ※	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件	ロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を廃止あるいは変更する前に、ロータリーの使命に対する地区の貢献の効果を考慮することを追加する。	R 細則 16.010.1	
19-65 ※	地区の境界を変更し、クラブ数によってゾーンを決定する理事会の権限を改正する件	ゾーン内のクラブ数がおおよそ等しくなるようにし、1,100 名未満あるいはクラブ数が 55 未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができるに変更。	R 細則 13.010.1 R 細則 16.010.1	
19-66	RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件 (RI 理事会)	RI 細則から RI 機関雑誌の名称をザ・ロータリアン誌とするという要件を削除する。	R 細則 21.010.	
19-67 ※	機関雑誌および地域雑誌の発行および購読義務を廃止する件	IT化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RI が印刷物の雑誌を発行し、ロータリアンがこれを購読が義務を削除することで、コストが削減できる。	R 細則.21. 標準 17	
19-68 ※	機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件	IT化が進展し、インターネットで様々な情報が取れる中、RI の機関雑誌またはロータリー地域雑誌の購読を選択できる。	R 細則 21.020. R 細則 21.030. 標準 17.	
19-69 ※	会員個人情報の開示を禁止する件	RI は、会員による明示的な許可がない限り、ロータリアンの個人情報を外部団体に開示しないことを明確にする。	R 細則 4.120.	
19-70	クラブの加盟終結に関する規定を改正する件	会員数が 6 名未満となったクラブは、ガバナーの要請により理事会がそのクラブを終結させることができるとする。	R 細則 3.030.3.	
19-71	審議会議員として元 RI 会長を除外し、元会長審議会を削除する件	元会長を審議会の役職から除外し、また元会長審議会を廃止することで、元会長を RI の全ての公式役職から除外する。	9.010. 20.030.	
国際ロータリー (会員)				

19-72	ローターアクトクラブが RI 加盟を求められることを明確にする件 (RI 理事会)	ローターアクトクラブが RIへの加盟を申請できる。ただしRIへの加盟を申請するか否かは、個々のローターアクトクラブの判断。その場合、ロータリークラブと同じ権利と責任を有する。	R 細則 2.010.2.	
19-73	試験的プロジェクトに関する規定を削除する件 釧路ロータリークラブ (日本、第 2500 地区)	「試験的プロジェクト」は 2016年COLでの柔軟性の導入によって「歴史的使命が終了」したことを認識し、試験的プロジェクトに関する規定を削除する	R 定款 5-4	
国際ロータリー (委員会)				
19-74	国際大会委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	国際大会委員会の経験者の追加を規定し、以前の国際大会委員会で委員を務めた人をもう一人、国際大会委員会委員とすることができることにする。	R 細則 17.050.	
19-75	ローターアクト・インターアクト委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ローターアクト・インターアクト委員会におけるロータリアンとローターアクターの委員数を同数にし、ロータリアンとローターアクターが委員会の共同委員長を務めることを規定する。	R 細則 17.010.	
19-76	監査委員会委員の任期を改正する件 (RI 理事会)	ロータリー財団管理委員の委員を 2名、理事の委員を 2 名に変更し、そのほかの委員 3 名は 6 年任期で、2 年ごとに 1 名の委員が交代する。	R 細則 17.120.	
19-77 ※	情報技術委員会について規定する件	情報技術委員会を新設し、任期 3年の6名の委員とし、毎年 2名ずつ交代する	R 細則 17.010.	
19-78 ※	ロータリー代表ネットワークを規定する件	ロータリー代表ネットワーク委員会を正式に規定し、各委員が担当する政府間機関との連絡および活動成果について RI に対して報告する。	R 細則 17.140.	
国際ロータリー (国際大会)				
19-79	国際大会の手続を更新して近代化する件 (RI 理事会)	現行の RI細則第 10条「国際大会」の大部分は RI定款第 9条と同じ概念を繰り返しているため削除し、理事会が行っている年次国際大会の計画と監督を規定し、現状の国際大会の実情に一致させる。	R 細則 5.040.3. R 細則 10.	
19-80	役員の上選挙手順を改正する件	国際大会での役員の上選挙は、既にRI 細則において最終決定であると宣言されており、大会で役員の上選挙を行う形式的手順は不要であり、年次大会の時間と経費を節約するためにも廃止する。	R 細則 6.010. R 細則 10、 11、12、14	
19-81	国際大会の特別協議会に関する規定を削除する件	RI 細則のうち使用されず必要とされない規定を削除する案件として、ロータリー国際大会において、世界の地理的地域のための特別協議会を承認する規定を削除する。	R 細則 10.150.	
RI 財政および人頭分担金				
19-82	人頭分担金を増額する件 (RI 理事会)	2020-21年度から 2022-23年度まで、人頭分担金を年 に 1 ドルずつ増額する 20-21年度 69ドル、21-22年度 70ドル 22-23年度 71ドルへ増額する。	R 細則 18.030.1	
19-83	人頭分担金を増額する件	人頭分担金を3年間に 1年あたり 2米ドルの増額をする。 20-21年度 70ドル、21-22年度 72ドル 22-23年度 74ドル、23-24年度 76ドル	R 細則 18.030.1	
19-84 ※	人頭分担金を増額する件 敦賀ロータリークラブ (日本、第 2650 地区)	2019-20年度以降は半年ごとに米貨 40ドルとし、RI人頭分担金の額は、10年間2030年までは改定しない。同時に、	R 細則 18.030.	

		追加会費の項目は削除する。		
19-85 ※	人頭分担金の増額に関する規定を改正する件 第 2580 地区（日本）	2019-20年度以降には半年ごとに米貨 34 ドルとする。2020-21年度以降少なくとも 3年間は人頭分担金の値上げを行わない。	R 細則 18.030.1	
19-86 ※	現在の人頭分担金の金額を維持する件	2019-20年度以降3年間は人頭分担金を半年ごとに米貨 34 ドルに据え置く。	R 細則 18.030.1	
19-87 ※	夫婦が同じクラブの会員である場合に人頭分担金を減額する件	法的に婚姻関係にある 2名の個人が同じクラブの会員である場合、配偶者については人頭分担金を半額に減額する	R 細則 18.030.1	
19-88 ※	30歳以下の会員は人頭分担金を軽減し、ロータリー機関雑誌のデジタル版購読料を無料とする件	30歳以下の会員については人頭分担金を 75パーセント減額する。さらに、機関誌の購読義務を免除され、機関雑誌のデジタル版を無料で受信する。ただし、本人の意思で有料購読者となり、印刷版を郵送で受け取ることもできる。	R 細則 18.030.1 R 細則 21.030.3	
19-89 ※	高齢の会員の人頭分担金を減額する件	会員の年齢、および一つまたは複数のクラブにおける会員在籍年数の合計が 85年以上である場合、その会員の人頭分担金は 50%減額することとする。	R 細則 18.030.2	W
19-90 ※	高齢の会員の人頭分担金を減額する件	75歳以上で、一つまたは複数のロータリークラブで通算 25年以上正会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを 50%免除される。	R 細則 18.030.1	
19-91 ※	高齢の会員の人頭分担金を免除する件	65歳以上で、一つまたは複数のクラブで少なくとも 30年間会員であるロータリアンは、人頭分担金の支払いを免除されることを選択できる。	R 細則 18.030.1	
19-92	人頭分担金への変更の有効性および影響をクラブに開示する件 東京八王子ロータリークラブ 東京芝ロータリークラブ （日本、第 2750 地区）	RIは、人頭分担金の増額のための会計情報の開示に取り組むために、各地区に対し理事または他の理事会の代理が説明発表する。また年次報告には、RI人頭分担金への変更の有効性および影響を記述するものとする。	R 細則 18.060. R 細則 18.080.	
19-93	一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件 （RI 理事会）	現行の RI細則は準備金を「一般剰余金」と称しているが、「剰余金」という言葉は、余った資金という誤解を招いているため「準備金」に変更する。「準備金」という用語のほうがより現状に的確である。	R 定款 6-2 R 細則 18.050. R 細則 21.020.3	A 502: 14
19-94	一般剰余金の設定手順を改正する件	RIの準備金の固定した計算方法を RI細則から削除しようとするものである。目標準備金は、今後の予期されるニーズと予期できないニーズを満たすために必要な最低金額であるが、ビジネス条件およびビジネスリスクの評価に対して適切な準備金の目標を設定すれば、RIの目標最低金額の計算も変更される可能性があるからである。	R 細則 18.050.6	A 434: 68
19-95	新たな目標を定め、一般剰余金を定義する件 （RI 理事会）	RIの準備金の方針を近代化するために、一般剰余金の定義を RI細則に定め、一般剰余金適切なレベルを年間運営費の 65パーセント（RI国際大会および規定審議会の支出を下回る）とする	R 細則 18.050.6	W
審議会（会議前の手続き）				
19-96	RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件 （RI 理事会）	決議審議会は、その開催年度の前年度 6月 30日までに理事会より提出された緊急制定案を審議し、決定する。	R 細則 8	

19-97	規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件 (RI 理事会)	理事会提出の立法案のみを審議、決定できる臨時会合を合理化し近代化するために、通知期間を短縮し、電子会合の選択肢を可能とする。	R 定款 10-5 R 細則 7.060. R 細則 9.170.	
19-98	規定審議会を 8 月、9 月、10 月のいずれかの月に開き、立法案提出の締切日を変更する件 第 2680 地区 (日本)	規定審議会は 3年に 1度、8月、9月、10月のいずれかの月、できれば 10月に招集されるものとする。提出締切日は規定審議会の開かれる年度の前年度の 12月31日前々年度の6月30日までとする	R 細則 8.120.	
19-99	制定案提出期限を改正する件	クラブが制定案を提案できる提出期間を 3カ月延長し、前年度 3月末とする。	R 細則 13.020	
19-100	決議案の承認に関する規定を改正する件 木更津東ロータリークラブ (日本、第 2790 地区)	クラブ提出の決議案を地区で承認する手続に、第 14.040.節に沿った形でガバナーの行う郵便投票の票決できる規定を追加する。	R 定款 10	
19-101	欠陥のある決議案の定義を改正する件 (RI 理事会)	欠陥のある決議案の定義を改定し、 ①RIまたは財団のプログラム、方針、または業務の運営、管理、または実施に関わる行為を要請する決議 ②理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請する決議を欠陥があると見なす。	R 細則 8.060.2.	
19-102	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 (RI 理事会)	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その 20パーセント未満が賛成の場合、規定審議会の直接会合で審議しない。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R 細則 7.050.5.	
19-103	審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件 (RI 理事会)	規定審議会の直接会合の前に、代表議員は立法案を電子投票し、その 80パーセントを超える場合、その制定案は直接会合の同意議題として検討される。この投票は決議審議会の一部とすることができる。	R 細則 7.050.5.	

審議会 (会議と代表議員)

19-104	規定審議会に出席する代表議員の選出過程を改正する件 RI 理事会 第 6040 地区 (米国) 第 6080 地区 (米国)	各地区がそれぞれ代表議員を選出するが、各代表議員の任期は現行の 3年ではなく 6年とし、二つ 1組となった地区が交代で代表議員を規定審議会に送ることとなる (つまりそれぞれの代表議員は 1回ずつ審議会に出席する)。決議審議会は全代表議員全員が参加。	R 細則 9.010.1. R 細則 9.020.3. R 細則 9.030. R 細則 9.040. R 細則 9.060.1. R 細則 9.070.1.	
19-105	規定審議会を 2 年に一度の開催とする件 (RI 理事会)	規定審議会を 3年に一度ではなく 2年に一度開催する。その目的は、審議会をより機敏なものとし、ロータリーの変化により迅速に対応できるようにするためである。本項目は、地区を組み合わせる第 19-104号と一緒に提出さる	R 定款 10-2 R 細則 9.010. R 細則 9.040. R 細則 9.060.1. R 細則 9.070.1. R 細則 17.010.	
19-106	年次電子規定審議会を規定する件	3年に一度開催される規定審議会の直接会合を廃止し、毎年オンライン投票を行う。制定案および決議案の締め切り日は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の6月 30日まで	R 定款 10-2, 4 R 定款 16-1 R 細則 7/8/9/ 16/17/18/26.	
19-107	審議会代表議員の選出過程を改正する件	ゾーンレベルで制定案をより徹底的に議論することを奨励し、規定審議会のコストを削減して効率を改善する。ロータリー研究会で、ゾーンごとに 6名の代表議員が選挙される。ゾーン代表議員は投票権を有する議員とし、代表制の民主主義的手続きを維持できる	R 細則 9.010.1. R 細則 9.020. R 細則 030. R 細則 9.060. R 細則 070. R 細則 080. R 細則 090.	
19-108	審議会代表議員の資格条件を変更する件	代表議員の資格条件として、選挙時において、過去 3年間に少なくとも 2回	R 細則 9.020.2.	

		の研究会と1回の国際大会に出席すること。過去に代表議員を務めたことのある候補者の場合は免除される。		
19-109	審議会代表議員の選出期間を改正する件	十分に研修・準備をするために、地区代表議員が選出される時期を、規定審議会の2年前から3年前に変更する。	R細則 9.060.1 R細則 9.070.1	
審議会（その他）				
19-110	審議会における信任手続きを簡素化する件 (RI理事会)	信任状委員会の作業の多くは、代表議員の確認など、すでに登録デスクで行われた作業と重複するので、信任状委員会を不要と考え、廃止する。	R細則 9.100.	
19-111	審議会の投票権規定を改正する件	各審議会代表議員は、1案件につき1票を有するが、地区の規模の差により小規模地区のクラブ会員と大規模地区のクラブ会員では、1票の差が最大8倍にもなる。そこで、地区内のロータリアン1,000人ごとに1票の割合で投票権を有するものとするに改め、代表するロータリアンの人数に応じて審議会の代表議員の票を重み付けする。	R細則 9.120.	
19-112	審議会議員について改正する件	規定審議会参加者は選挙により選ばれた議員と現職の役員によって構成されるべきとし、元RI会長を除外し、RI理事の数も代表1名とする。これにより、旅費および宿泊費を大幅に削減する。	R細則 9.010.	
19-113	ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件 第2740地区（日本） 第2840地区（日本）	ロータリー研究会の招集者は、各規定審議会および決議審議会で審議され、決定された立法案について報告するものとするを規定する。	R細則 20.020.	
19-114	審議会の決定に反対するための手続きを改正する件 堺おおいずみロータリークラブ (日本、第2640地区)	事務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にし、RIのWEBサイトで公開する。	R細則 9.150.3.	
特殊な立法案				
19-115	国際ロータリー細則を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する件 (RI理事会)	RI細則に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	R細則	
19-116	標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する (RI理事会)	クラブ定款に対する非実質的な変更を行うために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。	標準	
19-117	RI理事会にRIの課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件 見解表明案 (RI理事会)	本制定案の目的は、RI加盟クラブの代表として、RIを米国内国歳入法第501条(c)(3)項の免税団体へと変更することをRI理事会に許可することについて規定審議会の承認を求めることである。501(c)(3)団体として、さまざまな利益を得る可能性がある。		

